

○草津市企業立地促進条例施行規則

平成17年4月1日

規則第25号

改正 平成18年3月31日規則第24号

平成21年4月1日規則第16号

平成27年4月1日規則第18号

平成31年2月7日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市企業立地促進条例（平成17年草津市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に定めるものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業基本法第2条各号に定める以外のもの（会社および個人に限る。）で事業を営むものをいう。
- (3) 投下固定資産 工場等の設置に係る土地、建物および償却資産をいう。

(産業の分野)

第3条 条例第1条に規定する規則で定める産業は、別表第1に定めるとおりとする。

(物の製造または加工に係る事業)

第4条 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる大分類E（製造業）のうち中分類11（繊維工業）、中分類14（パルプ・紙・紙加工品製造業）、中分類16（化学工業）、中分類18（プラスチック製品製造業）、中分類19（ゴム製品製造業）、中分類21（窯業・土石製品製造業）、中分類23（非鉄金属製造業）中分類24（金属製品製造業）、中分類25（はん用機械器具製造業）、中分類26（生産用機械器具製造業）、中分

類 2 7（業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。））、中分類 2 8（電子部品・デバイス・電子回路製造業）、中分類 2 9（電気機械器具製造業）、中分類 3 0（情報通信機械器具製造業）、中分類 3 1（輸送用機械器具製造業（鉄道車両および同部分品製造業を除く。））および中分類 3 2（その他の製造業）に該当する事業をいう。

（助成金の額等）

第 5 条 条例第 4 条に規定する規則で定める対象経費、額、交付申請時期、交付期間その他の交付要件は、別表第 2 に定めるとおりとする。

（指定の要件）

第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定による指定要件は、別表第 3 に定めるとおりとする。

（指定の申請等）

第 7 条 条例第 5 条第 4 項に規定する規則で定める方法は、指定を受けようとする事業者（以下「指定申請者」という。）が、企業立地促進助成事業者指定申請書（別記様式第 1 号）に別表第 4 に掲げる書類を添えて、市長に申請する方法とする。

2 市長は、前項の申請がなされた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは指定の決定をし、企業立地促進助成事業者指定決定通知書（別記様式第 2 号）により指定事業者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第 8 条 指定事業者が、条例第 6 条第 1 項の変更の申請を行う場合は、あらかじめ企業立地促進助成事業者指定内容変更申請書（別記様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長が条例第 6 条の承認をするときは、企業立地促進助成事業者指定内容変更承認書（別記様式第 4 号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（助成金の交付申請等）

第 9 条 助成金の交付を申請するときは、工場等設置助成金交付申請書（別記様式第 5 号）に別表第 4 に掲げる書類を添えて期日までに行うものとする。

2 市長は、前項の申請がなされた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、工場等設置助成金交付決定通知書（別記様式第 6 号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の決定に当たっては、必要に応じて学識者等の意見を求めることができ

る。

4 工場等設置助成金については、第1項の申請書の提出により交付規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

5 前項の場合は、交付規則第6条の決定の通知により、同規則第14条に規定する確定通知をしたものとみなす。

(地位の承継の届出)

第10条 条例第7条の規定により、地位を承継した指定事業者は、承継理由および承継年月日を記載した書面に当該承継を証明する書類を添えて届出なければならない。

(立入検査の証明書)

第11条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証(別記様式第7号)によるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日規則第24号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の草津市企業立地促進条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第4号の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の規則による草津市企業立地促進助成金の交付申請に関する規定は、この規則の施行の日以後になされる申請について適応し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

付 則 (平成21年4月1日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にな

される助成金の交付申請について適用し、同日前になされた助成金の交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成27年4月1日規則第18号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成31年2月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分野	対象産業
高度モノづくり	繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業（鉄道車両および同部分品製造業を除く。）、その他これらに類する産業
環境	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業（鉄道車両および同部分品製造業を除く。）、その他これらに類する産業
医療、健康および福祉	繊維工業、化学工業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。）、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、その他これらに類する産業
IT（情報技術）関連	情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、その他これらに類する産業

別表第2（第5条関係）

助成金の種類	対象経費	額	交付申請時期	交付期間
工場等設置助成金	固定資産税および都市計画税（以下「固定	投下固定資産に対して賦課された固定資産税等が、賦課された年度から起算	交付期間における各年度の固定資産税等年税額	5年間

	資産税等」といして5年度間における各年度の固定資産税等の額に2分の1を乗じた額。ただし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。	納付後からその年度の末日とする。	
--	--	------------------	--

別表第3（第6条関係）

助成金の種類	指定要件
工場等設置助成金	<p>(1) 投下固定資産額（土地取得費を除く。）が、中小企業者にあつては5千万円以上、大企業者にあつては5億円以上とする。</p> <p>(2) 改築の場合は、指定申請時において、この助成金の助成を受けていないこと。</p> <p>(3) 市税の滞納および各種償還に滞りが無いこと。</p> <p>(4) 市の経済活性化または地域振興に資することが期待できるものとして市長が指定するもの。</p>

別表第4（第7条、第9条関係）

助成金の種類	企業立地促進助成事業者指定申請書 添付書類	補助金交付申請時添付書類
工場等設置助成金	<p>(1) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、指定申請者の住民票の写し）</p> <p>(2) 定款または規約</p> <p>(3) 土地の登記事項証明書および位置図</p> <p>(4) 工場等設置計画図</p> <p>(5) 投下固定資産の価格が確認できる書類</p> <p>(6) 市税の納税証明書</p>	<p>(1) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、指定事業者の住民票の写し）</p> <p>(2) 定款または規約</p> <p>(3) 土地の登記事項証明書および位置図</p> <p>(4) 工場等設置計画図</p> <p>(5) 市税の納税証明書</p> <p>(6) 財務明細書</p> <p>(7) 賃貸の場合賃貸借契約書の写し</p>

	<p>(7) 財務明細書</p> <p>(8) その他参考資料</p>	<p>(8) その他市長が必要と認めるもの指定申請時と同等の添付書類で変更がないものは、省略することができる。</p>
--	-------------------------------------	---

別記様式第1号（第7条第1項関係）

様式第2号（第7条第2項関係）

様式第3号（第8条第1項関係）

様式第4号（第8条第2項関係）

様式第5号（第9条第1項関係）

様式第6号（第9条第2項関係）

別記様式第7号（第11条関係）